

多古中央病院の充実を願って

多古中央病院の運営に役立ててもらいたいと、林在住の椎名富夫さんから50万円が町に寄付されました。

町へのご厚意ありがとうございました。



町長日誌

(5月1日～31日)

5月8日	豊饒のさと田植えツアー歓迎式典
9日	舞踊連合会・文化協会舞踊部発表会
10日	保健推進委員会総会 関東町村会トップセミナー(東京都)
11日	多古町議会臨時会
13日～14日	全国国民健康保険診療施設協議会地域医療現地研究会(香川県)
17日	成田用水土地改良区多古工区懇談会
18日	商工会通常総代会 保健事業連絡協議会
19日	首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会通常総会(千葉市) 国土交通省成長戦略会議・報告書に関する説明会(千葉市) 千葉県市町村長会議(千葉市)
20日	栗山川汚染防止対策協議会理事会(横芝光町) 栗山川汚染防止対策協議会定期総会(横芝光町) 区長会議
21日	千葉米改良協会理事会(千葉市) あじさい祭り実行委員会打ち合わせ会議 遺族会総会
23日	喜多大原村記念祭
24日	香取海浜地域保健医療協議会(香取市)
25日	日本道路協会通常総会(東京都) 芝山町議会・多古町議会連絡協議会総会
26日	社会を明るくする運動推進大会実施委員会 (有)ティ・ティ・エス株主総会(成田市) 常磐地区役員懇親会
27日	シルバー人材センター通常総会 成田空港周辺地域共生財団理事会(成田市)
28日	千葉県町村会定例会(千葉市) 成田空港圏自治体連絡協議会総会(香取市)
31日	東総衛生組合議会臨時会(旭市) 栗山川サケ放流事業推進連絡協議会定期総会(横芝光町) 多古地区安全運転管理者協議会定期総会

～倒産・解雇などで離職した方～

国民健康保険税が 軽減されます

会社の倒産や解雇、雇い止めなどで離職した場合、申請により国民健康保険税が軽減される制度が4月1日から始まりました。

対象となる方

平成21年3月31日以降に離職した方で、次のすべての要件を満たす方

- (1) 離職日において65歳未満の方
- (2) 離職日の翌日から翌年度末までの期間において、次のいずれかにより失業等給付を受ける方

- ① 雇用保険の特定受給資格者
【例：倒産、解雇などによる離職】
- ② 雇用保険の特定理由離職者
【例：雇い止めなどによる離職】

(具体的には「雇用保険受給資格者証」に記載されている離職理由が下表のいずれかに該当する方)

離職理由コード	離職理由
11	解雇
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇い止め(雇用期間3年以上・雇い止め通知あり)
22	雇い止め(雇用期間3年未満・更新明示あり)
23	期間満了(雇用期間3年未満・更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	正当な理由のある自己都合退職
34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12カ月未満)

軽減の内容

前年の給与所得を100分の30(3割)とみなして税額を計算

軽減の期間

- 平成21年3月31日から平成22年3月30日までに離職した方
→ 平成22年度の期間
- 平成22年3月31日以降に離職した方
→ 離職日の翌日から、その翌年度末までの期間
【例：平成22年3月31日に離職した場合の軽減期間】
→ 平成22年4月1日(離職日の翌日)から平成24年3月31日(その翌年度末)まで

※なお、国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退した場合は、終了となります。

申請の方法

雇用保険受給資格者証と印鑑を持参の上、**住民課国保年金係**で手続きしてください。

お問い合わせ ● 住民課国保年金係 ☎ 76-5405
税務課課税係 ☎ 76-5402

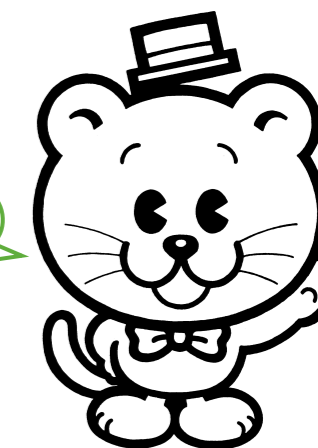
参議院議員通常選挙は 7月11日(日)が投票日です

■ 投票時間 午前7時～午後8時

■ 投票場所 入場券記載の各投票所



大切な一票です。
棄権せずに
必ず投票しましょう!



投票区	投票所名	所在地
第1	多古第一小学校体育館	多古2547
第2	染井ふれあい館	染井341-3
第3	多古第二小学校体育館	喜多305
第4	旧多古町公民館五辻分館	間倉544-149
第5	牛尾共同利用施設(※)	牛尾743-1
第6	十余三農村協同館	十余三267-1
第7	高津原青年館	高津原4-1
第8	次浦青年館	次浦1525-1
第9	常磐小学校体育館	南玉造162
第10	中村小学校体育館	南中349-2

(※) 第5投票区については、「多古町民牛尾体育館」が耐震改修工事で使用できないため、今回の選挙では「牛尾共同利用施設」が投票所となります。お間違えのないようご注意ください。

■ 期日前投票について

投票日当日、仕事やレジャーなどで投票に行けない方は『期日前投票』ができます。

- 期間 6月25日(金)～7月10日(土)
- 時間 午前8時30分～午後8時
- 場所 役場2階 第4会議室
(エレベーターをご利用ください。)

■ 不在者投票について

投票日当日、都道府県選挙管理委員会の指定する病院や施設に入院(入所)中で投票に行けない方は『不在者投票』ができます。詳しくは、病院や施設の職員にお尋ねください。

■ 選挙公報について

『選挙公報』は、7月5日(月)ごろに新聞折り込みでの配布を予定しています。

郵送によるお届けも可能ですので、ご希望の方は多古町選挙管理委員会までご連絡ください。

お問い合わせ ● 多古町選挙管理委員会 ☎ 76-2611